

平成30年1月31日

各都道府県・指定都市

文化行政主管課長 殿

文化庁長官官房政策課長

杉 浦 久 弘

文化財の保存と活用の一層の取組の推進及び公立文化施設の適正  
管理の推進の取組等について(通知)

昨年6月、「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が施行され、法律の題名が「文化芸術基本法」に改められるとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが課題となっています。

また、昨年12月には、文化審議会において「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」が取りまとめられ、地域における総合的な文化財の保存・活用の一層の推進について提言されています。さらに、昨年12月、内閣官房及び文化庁において、文化と経済の好循環を実現する省庁横断の新政策を執行するため「文化経済戦略」が策定されています。

こうした中で、地方公共団体において、地域の文化芸術資源の積極的な活用を進めることへの関心が高まっているところです。地方公共団体における文化財の保存・活用や芸術文化活動については、これまでも文化庁予算等を通じて支援しているところですが、文化財の保存と活用の一層の取組を推進するとともに、公立文化施設(美術館・博物館、劇場・音楽堂等)による地域の文化芸術資源の活用に係る機能を一層発揮する観点から、平成30年度に、これに係る地方財政措置が講じられます。

なお、各都道府県におかれては、本件については、域内市(区)町村に対しても周知下さるようお願いいたします。

【別添資料】

資料1 平成30年度文化庁予算(案)のうち地方公共団体に関連する主なもの

資料2 文化関係の地方財政措置の概要

資料3 平成30年1月25日付総務省自治財政局財政課事務連絡「平成30年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」(抜粋)

(参考)

- ・文化芸術基本法

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/kihon/geijutsu\\_shinko/index.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/index.html)

- ・文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)

[http://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/1399131.html](http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/1399131.html)

- ・文化経済戦略

[http://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/1399986.html](http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/1399986.html)

担 当 : 文化庁長官官房政策課

東京都千代田区霞が関3-2-2

03(5253)4111

- ・文化庁予算全般に関すること

長官官房 政策課会計室予算係 (内線 4789)

- ・地方財政措置全般に関すること

長官官房 政策課企画係 (内線 2809)

- ・芸術文化に関すること

文化部 芸術文化課企画調査係 (内線 2828)

- ・文化財に関すること

文化財部 伝統文化課企画係 (内線 3159)

## 資料1 平成30年度文化庁予算（案）のうち地方公共団体に関連する主なもの

### I 文化芸術の創造・発展と人材育成

① 国際文化芸術発信拠点形成事業	12.5億円（新規）
② 文化芸術創造拠点形成事業	23.1億円（24.6億円）
③ 劇場・音楽堂等機能強化推進事業	28.0億円（29.3億円）
④ 国民文化祭・高総文祭	3.4億円（3.4億円）
⑤ 文化芸術による子供の育成事業	52.7億円（52.2億円）
⑥ 伝統文化親子教室事業	12.7億円（12.4億円）
⑦ 文化芸術創造都市推進事業	0.1億円（0.1億円）

### II かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等

① 観光拠点形成重点支援事業	3.6億円（3.5億円）
② 日本遺産魅力発信推進事業	13.4億円（13.5億円）
③ 文化遺産総合活用推進事業	18.7億円（19.1億円）
④ 地域の美術館・博物館クラスターの形成	12.5億円（新規）
⑤ 日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力 開花推進事業	0.8億円（新規）
⑥ 美しい日本探訪のための文化財建造物魅 力向上促進事業	3.1億円（3.1億円）
⑦ 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	5.7億円（5.7億円）
⑧ 建造物の保存修理等	122.0億円（115.7億円）
⑨ 美術工芸品の保存修理等	11.2億円（10.2億円）
⑩ 伝統的建造物群基盤強化	17.5億円（15.2億円）
⑪ 史跡等の保存整備・活用等	209.2億円（208.7億円）
⑫ 民俗文化財の伝承等	3.6億円（3.5億円）

### IV 日本ブランド向上に向けた多彩な文化芸術の発信

① 東アジア文化交流推進プロジェクト事業	1.7億円（1.7億円）
② アーティスト・イン・レジデンス活動を通 じた国際文化交流促進事業	1.0億円（1.1億円）

### V 文化発信を支える基盤の整備・充実

○ 外国人に対する日本語教育の推進	2.2億円（2.1億円）
-------------------	--------------

## 資料2 文化関係の地方財政措置の概要

文化財の積極的な保存・活用を推進するため、平成30年度から、保存・活用に要する経費に対する地方財政措置が拡充される。

- 地方公共団体において、個別の文化財の保存活用計画に基づき実施する活用事業（解説の多言語化、企画・展示、広報等のソフト事業）の地方負担について、新たに特別交付税措置が講じられる。

（特別交付税の対象経費とその調査方法は、現在、総務省と文化庁において調整中です。）

- 文化財の保存・活用に係る国庫補助事業（保管施設の整備等のハード事業）の地方負担について、一般補助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対する交付税措置が拡充される（充当率90%、交付税措置率30%）。
- 公立文化施設（美術館・博物館、劇場・音楽堂等）の適正管理の取組（長寿命化事業）について、引き続き公共施設等適正管理推進事業債の対象とされ、元利償還金に対する交付税措置が拡充される（充当率90%、交付税措置率30%～50%）。

※1 個別施設計画に位置付けられた公共用の施設に係る長寿命化事業（法定耐用年数を超えて当該施設を使用するために行う改修事業）が対象となる。

※2 施設の附属設備の改修等であっても、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠な改修事業として個別施設計画に位置付けられた適債事業については、長寿命化事業の対象となる。

なお、上記のほか、文化財の保存修理に係る特別交付税の措置などは、引き続き継続される。

資料3 平成30年1月25日付総務省自治財政局財政課事務連絡「平成30年度の  
地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」(抜粋)

事 務 連 絡

平成30年1月25日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

平成30年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

平成30年度の国の予算につきましては、平成29年12月22日、閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成30年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

(別 紙)

第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 5 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、策定した公共施設等総合管理計画を踏まえ、個別の公共施設等の今後

の在り方を十分に検討の上、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定を進めるとともに、両計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に進めていただきたい。

また、公共施設等総合管理計画について、個別施設計画策定の際の点検・診断等により得られた施設の現状、対策費用等や固定資産台帳から得られる情報を反映し、中長期のインフラ維持管理・更新費の見通し等を精緻化するなど、不断の見直しによる充実化を図るとともに、充実可能な財源として地方債や基金等を的確に見込み、計画的に活用することで、適時適切な対策に努めていただきたい。なお、これらについて、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日）を平成29年度中に改訂し、別途通知することとしているので、ご留意いただきたい。

これに関し、現行の「公共施設等適正管理推進事業費」（平成29年度計上額3,500億円）について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充した上で、4,800億円（前年度比1,300億円増）を計上している。

あわせて、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に推進できるよう、長寿命化、転用、立地適正化及びユニバーサルデザイン化事業について、財政力に応じて地方債の元利償還金に対する交付税措置率を引き上げることとしている。

27 通常国会に提出される予定である「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」に基づき、地域における文化財の保存を図りつつ、観光資源等としての積極的な活用を推進するため、地方公共団体が行う文化財の保存・活用に要する経費について、地方財政措置を講じることとしている。

# 文化財の保存・活用に係る地方財政措置について

全国都道府県財政課長・市町村  
担当課長合同会議  
(平成30年1月25日)総務省配布  
資料(抜粋)

- 「文化経済戦略」(平成29年12月27日内閣官房・文化庁策定)や「文化財保護法」の改正(通常国会提出予定)などを踏まえ、文化財の積極的な保存・活用を推進するため、平成30年度から、保存・活用に要する経費に対する地方財政措置を拡充。
  - ① 文化財の保存・活用に係る国庫補助事業(ハード事業)の地方負担について、一般補助施設整備等事業債の対象とし、元利償還金に対する交付税措置を拡充(充当率90%、交付税措置率30%)。
  - ② 文化財の保存活用計画を策定し、当該計画に基づき実施する活用事業(国庫補助事業、地方単独事業)に要する経費(ソフト事業)について、新たに特別交付税措置。

## <文化財の保存・活用に係る地方財政措置>

区分	保存		活用	
	ハード事業	ソフト事業	ハード事業	ソフト事業
		史跡・建造物の購入、保管施設の整備等	修理・維持補修等	ガイダンス施設、トイレ、駐車場整備等
<b>国庫補助事業</b> (補助率 原則1/2)	一般補助施設整備等事業債【H30拡充】 (充当率90%、交付税措置率30%)	特別交付税 (文化財の保存等に要する経費)  普通交付税 (地域の伝統文化の振興に要する経費等)	一般補助施設整備等事業債【H30拡充】 (充当率90%、交付税措置率30%)	特別交付税【H30新規】
<b>地方単独事業</b>	地域活性化事業債 (充当率90%、交付税措置率30%)		地域活性化事業債 (充当率90%、交付税措置率30%)	

# 公共施設等の適正管理に係る地方債措置の拡充

全国都道府県財政課長・  
市町村担当課長合同会議  
(平成30年1月25日)総務省配布資料(抜粋)

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実。あわせて、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業について、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税措置率を引上げ。

(期間:平成29年度から平成33年度まで(⑥は平成32年度まで)) ※下線部分をH30年度より追加

## 公共施設等適正管理推進事業債

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象

### ① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業      〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

### ② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業

【社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)】

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

### ③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

### ④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

### ⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

### ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

### ⑦ 除却事業

充当率：90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定